

公立大学法人富山県立大学キャンパス・ハラスメントの防止等に関する規程
平成 27 年 4 月 1 日制定

(目的)

第 1 条 この規程は、公立大学法人富山県立大学教職員就業規則（以下「就業規則」という。）第 39 条第 2 項の規定に基づき、公立大学法人富山県立大学（以下「法人」という。）に勤務する教職員及び学生によるキャンパス・ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにキャンパス・ハラスメントに関する問題への対応（以下「キャンパス・ハラスメントの防止等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、「キャンパス・ハラスメント」とは次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) セクシュアル・ハラスメント 教職員、学生が他の教職員、学生及び関係者を不快にさせる性的な言動により人権を侵害する行為
- (2) アカデミック・ハラスメント 教員がその職務上の地位又は権限を不当に利用して他の教員、学生及び関係者に対して行う研究若しくは教育上又は就学上の不適切な言動により人権を侵害する行為
- (3) パワー・ハラスメント 教職員、学生が職務上の地位又は権限を不当に利用して他の教職員、学生に対して行う不適切な言動により人権を侵害する行為
- (4) その他の人権侵害 教職員、学生が他の教職員、学生及び関係者に対し、民族、国籍、宗教又は障害の有無等に基づく不適切な言動により他者の人権を侵害する行為

(理事長の責務)

第 3 条 理事長は、キャンパス・ハラスメントの防止等に努めなければならない。

(監督者等の責務)

第 4 条 教職員を監督する地位にある者及び学生を指導する立場にある者（以下「監督者等」という。）は、次の各号に定める事項に注意してキャンパス・ハラスメントの防止等に努めなければならない。

- (1) キャンパス・ハラスメントに関し、教職員又は学生の注意を喚起し、キャンパス・ハラスメントにかかる認識を深めさせること。
- (2) 教職員又は学生の言動に十分な注意を払うことにより、キャンパス・ハラスメントに関する問題が生じることのないよう配慮すること。

(教職員及び学生の責務)

第 5 条 教職員及び学生はキャンパス・ハラスメントの防止等のために、学内の組織から協力要請があった場合は、これに協力しなければならない

い。

(キャンパス・ハラスメント防止委員会の設置)

第6条 富山県立大学(以下「大学」という。)におけるキャンパス・ハラスメントの防止等の対策を推進するため、富山県立大学キャンパス・ハラスメント防止委員会(以下「防止委員会」という。)を置く。

2 防止委員会は、次の事項を所管する。

(1) キャンパス・ハラスメントの防止等に関する啓発及び研修の企画並びに実施に関する事項

(2) キャンパス・ハラスメントに関する相談、調停及び苦情の申立てに関する事項

(3) その他キャンパス・ハラスメントの防止等に関し必要な事
(防止委員会の組織)

第7条 防止委員会は、次の各号に掲げるものをもって組織する。

(1) 学生委員会の委員

(2) 事務局経営企画課長

(3) 富山キャンパス事務部管理課長

(4) 学長が男女の構成比、職級その他の事情を考慮して指名する教職員若干名

2 学長は、前項各号に掲げる者のほか、必要に応じ学外の有識者を委員として委嘱することができる。

3 第1項第4号及び前項に掲げる委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

4 防止委員会に委員長を置き、学生部長をもって充てる。

5 防止委員会に副委員長2人を置き、副学生部長をもって充てる。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(防止委員会の会議)

第8条 委員長は、防止委員会を招集し、その議長となる。

2 防止委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

3 防止委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。ただし、キャンパス・ハラスメントの認定その他に重要なものに関する議事は、出席した委員の3分の2以上で決するものとする。

4 防止委員会の委員は、自己が当事者となる事案に関する議事に加わることはできない。

5 防止委員会は非公開とする。

6 防止委員会にかかる審議資料及び会議録は、公開しない。ただし、審議資料については、防止委員会の議決により公開することができる。

(相談員)

第9条 キャンパス・ハラスメントに関する相談及び調停の申し立てに応じるため、防止委員会に相談員を置く。

2 相談員は、防止委員会の委員(第7条第2項で委嘱する委員を除く。)をもって充てる。

3 相談員は、相談者のプライバシーに十分配慮しながら、誠意をもって相談に当たらなければならない。

4 相談員は相談者が今後とるべき方法について、相談者が自分で意思決定するために必要な相談に応じなければならない。

5 相談員は、相談及び苦情の具体的事項並びに事実関係を被害者、関係者等のプライバシーに配慮して委員会に報告する。

(相談の受付)

第10条 相談員への相談は、個別の面接、手紙、電話、ファクシミリ、電子メール及び文書の方法により受け付ける。

2 相談員以外の教職員が相談を受けた場合には、当該相談者の同意を得て、相談内容を相談員に報告する。

(調停委員会)

第11条 防止委員会の委員長は、キャンパス・ハラスメントと疑われる事案に係る当事者が調停による解決を求めた場合は、当該調停に係る調停委員会を設置しなければならない。

2 調停委員会の委員は2名とし、防止委員会の委員長が防止委員会の委員の中から指名する。

3 調停委員会は、当事者間の問題を解決するために必要な支援を行う。

(調査委員会)

第12条 防止委員会の委員長は、キャンパス・ハラスメントを受けたとする者、又は前条に規定する調停が不調に終わった場合における当事者が法人又は大学に対して何らかの措置をとるよう苦情の申立てを行った場合は、当該申立てに係る調査委員会を設置しなければならない。

2 調査委員会の委員は4名とし、防止委員会の委員長が防止委員会の委員の中から指名する。

3 調査委員会は必要に応じて、当事者双方から事情を聴取するなど、事実関係を調査し、その結果を速やかに防止委員会の委員長に報告するものとする。

4 調査委員会は、前項の調査にあたっては、必要に応じて他の委員会等に情報提供を求めるなど連携を図るものとする。

(問題処理)

第 13 条 防止委員会の委員長は、前条第 3 項の規定に基づく報告を受けた場合で、その行為が教職員による行為であり、就業規則第 52 条第 1 項に規定する行為の疑いがあると認められる場合には、その理由を付し、当該事案について理事長へ報告する。また、その行為が学生による行為であり、富山県立大学学則第 68 条に規定する処分（富山県立大学大学院学則第 23 条の規定により読み替えられた処分を含む。）に該当する疑いがあると認められる場合には、その理由を付し、学長へ報告する。

2 前項に規定するもののほか、防止委員会が必要と認めたときは、加害者に対する指導を、その監督者等に要請するものとする。

3 防止委員会から報告を受けた理事長又は学長は、必要な措置を速やかに講じなければならない。

4 防止委員会から要請を受けた監督者等は、加害者の指導を行わなければならない。

(緊急時の措置)

第 14 条 キャンパス・ハラスメントの被害が重大かつ明白で緊急性が認められ、防止委員会を開催する時間的余裕がないことが明らかである場合、防止委員会の委員長は、被害を受けた者の同意を得て、直ちに理事長又は学長に対して事案の報告及び必要な措置の提言をすることができる。

2 防止委員会の委員長は、前項による報告及び提言を行った場合、当該事案について、遅滞なく防止委員会に報告するものとする。

(理事長等への報告及び提言)

第 15 条 防止委員会は、苦情の申立てがあつた事案について、理事長又は学長にキャンパス・ハラスメントの認定に関する報告及び必要な措置の提言をするものとする。

2 防止委員会は、前項の報告及び提言を行ったときは、当該報告及び提言を行った旨を当事者に通知するものとする。

(啓発及び研修における他の委員会等との連携)

第 16 条 防止委員会は、キャンパス・ハラスメントの防止等に関する啓発及び研修の実施に当たっては、必要に応じて、他の委員会等との連携を密に図るものとする。

(守秘義務等)

第 17 条 キャンパス・ハラスメントの対応に関わつた者は、関係者のプライバシー、名誉その他の人権に配慮するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 調査の対象となつた当事者等は、調査の内容について他に漏らしては

ならない。

(不利益取扱いの禁止)

第 18 条 理事長、監督者等その他の教職員及び学生は、キャンパス・ハラスメントに関わる相談、申立て及び調査への協力を行った者に対して不利益な取扱いをしてはならない。ただし、制度の濫用等とみなされる場合はこの限りでない。

(庶務)

第 19 条 防止委員会に関する庶務は、事務局教務課において処理する。

(委任)

第 20 条 この規程に定めるもののほか、キャンパス・ハラスメントの防止等に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。